

(様式 1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	マンション管理適正化支援法人の登録	
根拠法令等の名称・根拠条項	・マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項	
所管部室課名	都市計画部住宅政策室	
審査基準	・マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。	
標準処理期間等		
内 訳	名 称	期 間
	処分機関	都市計画部 住宅政策室
	審議機関	
	経由機関	
	協議機関	
備考		
最近改正年月日	令和7年11月28日	